

令和 7 年度(補正繰越)大久野島栈橋定期点検診断業務

質問事項	回答
履行期間について、業務進捗等により 延伸協議することは可能でしょうか。	履行期間の延伸については、土木設計業務等請負契約書（案）第 23 条（受注者の請求による履行期間の延長）にあるとおり、受注者がその責めに帰することができない事由による場合に、協議することができます。